

## 一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」により、常時101人以上の労働者を雇用する事業者は、一般事業主行動計画を策定し、労働局長に届出を行うことが義務づけられている。

### 1. 計画期間

令和2年3月1日～令和7年2月28日

### 2. 内容

#### 目標1

育児・介護休暇を取得しやすく、職場に復帰しやすい環境の整備として、制度の周知を図る。

##### 対策

- ・院内会議等を利用し各部署の責任者に制度の説明を行い理解を深める。
- ・新採用職員のオリエンテーションにて就業規則の説明に加えて、育児・介護休暇制度や院内保育施設について説明を行う。

#### 目標2

将来を担う子供たちの職場見学を受け入れる。

##### 対策

- ・保護者である職員の働いているところを見学。（希望者に対応）
- ・近隣の学校等より見学の職場見学等の申入れがあれば受け入れる。

#### 目標3

育児休業後の復帰支援

##### 対策

- ・本人の希望によりパート職での復帰にも柔軟に対応する。
- ・院内保育施設の運営。

以上